

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次
◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条企画室の項第一号中「連絡調整並びに」を削り、同項に次の二号を加える。

七 公害対策に係る連絡調整に関すること。

八 その他県政に係る連絡調整に関すること。

第十一条商工振興課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行（砂利の採取計画に係る事務に関する部分を除く。）に関すること。

第十三条河港課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 砂利採取法に基づく砂利の採取計画に係る事務の施行に関すること。

第一百五十六条の五中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三企画室の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

四 公害対策に関する連絡調整

五 その他県政に関する連絡調整

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄第十五号の次に次の一号を加える。

十六 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第三条の規定による砂利採取業者の登録

（二）第六条第一項第五号ロの規定による認定

(B) 第十二条第一項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又はその事業の全部若しくは一部の停止の命令

四 第十五条第一項の規定による業務主任者試験の施行

(D) 第三十八条第一項及び第三十九条の規定による聴聞の実施(砂利の採取計画に係るものを除く。)

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄第十七号の次に次の一号を加える。

十八 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(砂利の採取計画に係るものを除く。)

(一) 第三十三条の規定による業務に関する報告の徴収

(二) 第三十四条第二項の規定による事務所等への立入検査等の実施
別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十号の次に次の一号を加える。

十一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第二項の規定による採取跡の埋めもどしその他必要な措置の命令

(二) 第二十六条の規定による認可の取消し又は認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止の命令

(B) 第三十八条第一項及び第三十九条の規定による聴聞の実施(砂利の採取計画に係るものに限る。)

別表第三河港課の項課長専決事項の欄第十号の次に次の一号を加える。

十一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

もの

(一) 第十六条の規定による砂利の採取計画の認可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の二(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(二) 第二十条第一項の規定による砂利の採取計画の変更の認可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の二(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(B) 第二十二条の規定による認可採取計画の変更の命令(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の二(B)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(D) 第三十四条第二項及び第三項の規定による事務所等への立入検査等の実施(砂利の採取計画に係るものに限る。)

(E) 第三十六条第一項の規定による通商産業大臣等への通報
(F) 第三十六条第三項の規定による関係市町村長への通報(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の二(四)により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木出張所長の項中第三十号の二を第三十号の三とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の規定による砂利の採取計画の認可のうち千立方メートル

トル未満の砂利の採取に係るものの認可

- (一) 第二十条第一項の規定による砂利の採取計画の変更の認可のうちこの号の(一)により認可したものに係る変更の認可(変更後の砂利の採取量が千五百立方メートルをこえるものを除く。)
- (二) 第二十条第二項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理
- (三) 第二十条第三項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理
- (四) 第二十二条の規定による認可採取計画の変更の命令のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る変更の命令
- (五) 第二十三条第一項の規定による災害の防止のための必要な措置又は砂利の採取の停止の命令
- (六) 第二十四条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理
- (七) 第三十三条の規定による業務に関する報告の徴収(砂利の採取計画に係るものに限る。)
- (八) 第三十六条第三項の規定による関係市町村長への通報のうちこの号の(一)又は(二)に係るものの通報